

広島県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十四年四月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十三年広島県選挙管理委員会告示第五十三号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十三年一月二十六日提出の「田川寿一後援会」の平成二十二年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
田川寿一後援会	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 158,025 円 支出総額 158,025 円 収入の内訳 158,025 円 支出の内訳 政治活動費 111,825 円 機関紙誌の発行その他の事業費 111,825 円 宣伝事業費 111,825 円	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 221,025 円 支出総額 221,025 円 収入の内訳 221,025 円 借入金 63,000 円 田川寿一 63,000 円 支出の内訳 221,025 円 政治活動費 174,825 円 機関紙誌の発行その他の事業費 174,825 円 宣伝事業費 174,825 円	平成二十四年 二月一〇日